

ふるさと宮津応援寄附パートナー 募集要項

1. 目的

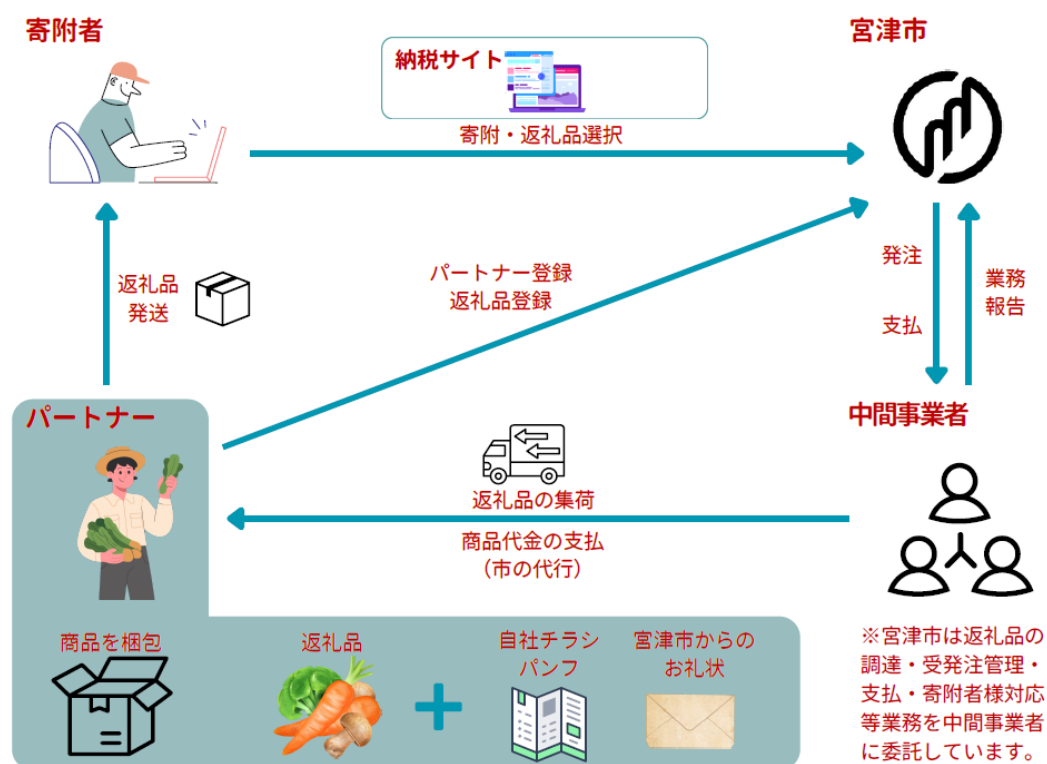
宮津市（以下「本市」という。）が実施する「ふるさと宮津応援寄附（ふるさと納税）」により、本市へ寄附を行っていただいた方へ、宮津市ならではの魅力あふれる産品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下、「パートナー」という。）を募集するもの。

2. 事業概要

（1）基本的な事業の流れ

- ①寄附者がふるさと納税ポータルサイト等から寄附申出・返礼品の選択を行う。
- ②市は寄附者からの入金を確認後、市から受発注管理等を委託する事業者（以下「中間事業者」という。）を通じて、パートナーに対して返礼品を発注する。
- ③パートナーは、受注確認後、原則として市が指定する配送事業者の集荷に合わせて、寄附者へ返礼品を送付する。
- ④パートナーは、後日返礼品に係る代金を市（代行：中間事業者）から受ける。

（2）事務フロー



3. パートナーの要件

パートナーは、次に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- （1）各種法令等を遵守した生産、加工、製造、販売又はサービスの提供を行っていること。

- (2) 市内に事業所等を有し、本市の地域産業の振興及び魅力発信に繋がる商品又はサービスを提供する法人、組合、個人、その他団体であること。ただし、本市のふるさと納税の推進につながると本市が判断した場合はこの限りではない。
 - (3) 市税等の滞納がないこと。
 - (4) 個人情報の取り扱い、その他本要項の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができること。
 - (5) 代表者等が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (6) 本市や国、その他関連機関から指名停止を受けている企業等でないこと。
 - (7) インターネットが利用できる環境を有しており、かつ中間事業者が提供するシステムを利用した受注管理が可能であること。（利用方法のマニュアルは、別途中間事業者より提供するもの）
 - (8) 「ふるさと宮津応援寄附パートナー登録申請書兼宣誓書」を提出していること。
- ※ただし、上記の条件に適合していても、本市がパートナーとして適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、登録をお断りすることがあります。

4. 返礼品の要件

募集する返礼品は、次に掲げる要件を全て満たしている商品やサービスとします。

- (1) 本市ならではの魅力あふれる産品やサービスであり、本市の魅力やイメージの向上、地域産業の活性化に資するもの。
- (2) 地場産品基準（平成31年総務省告示第179条）に適合しているもの。
- (3) 品質及び数量の面において、一定の安定供給が見込めるもの（ただし、期間限定や数量限定で供給可能なものは取扱可能）。
- (4) 自ら生産したもの以外の場合は、本市ふるさと納税の返礼品とすることについて生産者の同意を得ていること。
- (5) キャラクター等を使用する場合で、パートナー以外の第三者が著作権等の権利を有する場合は権利者の許諾を得ていること。

5. 返礼品に関する調査・確認

- (1) パートナーは、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存し、市や府・国が求める場合はそれを提出するものとします。
- (2) 登録内容の変更、地場産品基準や食品表示法に違反する可能性が発生する場合は速やかに本市又は中間事業者へ報告してください。
- (3) 寄附者への配送遅延や返礼品に関する苦情が発生した際に、本市が求める場合には調査・確認に応じるものとします。

- (4) 登録内容の虚偽が要因となって本市に損害を与えた場合、市は、損害賠償を請求することができるものとします。
- (5) パートナー又は返礼品としての適格性を判断するため、登録（登録後を含む）に際し、事業所、製造所、作業所又はサービスを提供している場所について立ち入り、内容を確認させていただく場合があります。

6. 返礼品の取扱いの中止

パートナー又は返礼品が、次のいずれかに該当することが判明したときは、取扱いを中止するものとします。

- (1) パートナー又は返礼品が募集要件を満たさなくなったとき。
- (2) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき、又は法令違反が確認されたとき。
- (4) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (5) 返礼品の品質等に対し寄附者から苦情が寄せられ、パートナーの責任が重いと本市が判断したとき又は同様の苦情が多発するとき。
- (6) パートナーが返礼品に関する調査・確認に応じないとき。
- (7) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

7. 寄附額の設定

- (1) 返礼品の提供価格は、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格としてください。
- (2) 寄附額は、総務省の基準に基づき、返礼品価格が寄附額の3割以内、かつ、500円単位に切り上げた額を原則として、本市が決定します。

8. 返礼品の発送

パートナーは、返礼品の発送について、次に掲げる業務を行ってください。

- (1) 本市又は中間事業者からの発注に対し、遅滞なく速やかに発送すること。
- (2) 返礼品等に対する苦情や発送事故等があった場合、パートナーが責任を持って丁寧に対応するとともに、速やかに本市又は中間事業者へ報告を行うこと。
- (3) 本市が依頼した場合は、パンフレットやチラシ等の同封に対応すること。
- (4) 原則として中間事業者が手配する配送事業者を利用すること。

※クリックポスト等の独自の配送方法により配送することも可能です。別途、パートナー自身で納品登録や送料請求を行っていただく必要がある場合がありますので、指定配送事業者以外での配送を希望される場合は、事前にご相談ください。

9. 費用負担について

- (1) ふるさと納税ポータルサイトへの掲載手数料、クレジットカード・マルチペイメント等手数料、返礼品の商品代金及び送料は、原則として本市が負担します。
- (2) 寄附者からの商品の品質等の苦情等により商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、パートナーの負担とします。
- (3) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は負担しません。
- (4) 配送事業者側のトラブル、または発送元の梱包不備等の事情により、発送から配達完了までの間に返礼品が損なわれる事態が生じた場合は、速やかに配送事業者との間で再送の手配を行い、代金は配送事業者の取決めにに基づき適切に負担することとします。（本市や中間事業者は負担しません。）

10. 個人情報の保護

パートナーは、寄附者の個人情報を返礼品の発送以外の目的に利用することはできません。また、第三者へ当該個人情報を提供することはできません。パートナーでなくなった場合も同様とします。返礼品の発送に係る寄附者の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令を遵守し、適切に管理することとします。

11. その他留意事項

登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

12. 応募方法と返礼品提供までの流れ

返礼品として商品等の出品を希望する事業者は、市を通じて次の流れで手続きしてください。

(1) 事前連絡

市担当課まで、事前に電話又はメールでご一報ください。本市又は中間事業者からふるさと納税への出品に係る説明を行い、出品を希望される返礼品の内容等をお伺いし、登録に必要な書類等をご案内します。

(2) 調整

中間事業者との契約や返礼品に関する詳細については、中間事業者と調整のうえ決定することになります。

(3) 契約

中間事業者との間で、返礼品提供等に関する契約を締結してください。

(4) その他

ポータルサイトへの掲載等の準備が完了後、返礼品提供を開始します。具体的

な準備等については、中間事業者から連絡します。

13. ふるさと納税業務委託中間事業者

- (1) レッドホースコーポレーション株式会社（東京都墨田区横網 1-10-5 KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2 階）
- (2) 株式会社さとふる（東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号）
- (3) 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（京丹後市大宮町口大野 226）
- (4) アステナミネルヴァ株式会社（石川県珠洲市上戸町北方 4 字 177 番地 3）
- (5) 株式会社一休（東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー10 階）
- (6) 株式会社ギフティ（東京都品川区東五反田 2 丁目 10-2 東五反田スクエア 12 階）
- (7) 株式会社 SHIFT（東京都港区麻布台 1-3-1 麻布台ヒルズ 森 JP タワー）
- (8) 株式会社まちのわ（福岡県福岡市中央区薬院 1-7-3 朝日生命薬院ビル 5F）
- (9) 株式会社 DmcMC aizu（福島県猪苗代町葉山 7105）
- (10) 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹（京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル 東塩小路町 901）

14. お問い合わせ先

宮津市役所 企画財政部 移住定住・魅力発信課

【住 所】〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345 番地 1

【電 話】0772-45-1609

【F A X】0772-25-1691

【メール】furusato@city.miyazu.kyoto.jp